

### 町制施行130周年記念

## フォトコンテスト

町制施行 130 周年を記念して、芦屋町の風景 などをテーマにしたフォトコンテストを行いま す。プロ・アマ問わず、誰でも応募できます。

#### ●最優秀賞

賞金 10万円を進呈

#### ●作品の要件

- ●平成31年4月1日~令和3年11月14日 に撮影した写真
- ●芦屋町の景色、町並み、産業、人々の営み やできごとを写した A 4 サイズ (21cm × 29.7cm) のカラー写真 (縦横は問わない)
- ●応募期間 4月1日困~11月19日金
- 応募方法 申込書と応募写真を併せて郵送または持参
- 郵送=〒807─0198 (住所記入不要) 芦屋町役場産業観光課商工観光係宛(11月 19日金の当日消印有効)
- 持参=役場1階産業観光課窓口(平日・午前 8時30分~午後5時15分)
- ※申込書は1作品につき1枚提出してください。
- ※町のホームページからもダウンロードできます。
- ●結果発表 12 月下旬

#### ●注意事項

- ①1人の応募枚数に制限はありませんが、応募者本人が 撮影したものに限ります。
- ②応募作品の著作権は、町に帰属し、応募された時点で 町が無償で使用することに同意したものとみなしま す。応募作品は町ホームページや関連施設などに掲載・ 展示するほか、広報などで使用する場合があります。 なお、応募された作品は、返却しません。
- ③応募作品は、肖像権や著作権など第三者の権利侵害に 関わる問題が発生した場合は、すべて応募者の責任と します。被写体に人物が含まれる場合、肖像権侵害な どの責任は負いかねます。応募作品は被写体の承諾を 得ているものとみなします。
- ④撮影許可が必要な場所での撮影は、応募者自ら申請して ください。応募作品は許可を得ているものとみなします。
- ⑤そのほか、法令遵守のうえ撮影してください。
- ⑥未成年が応募する場合は、保護者の同意が必要です。 応募作品は保護者の同意を得ているものとみなします。
- ⑦応募作品に、合成写真や日付けが写し込まれているも のは受け付けできません。
- ®応募作品は、ネガ、ポジフィルムの原版、デジタルデータのいずれかを提出してください。提出のない場合は、入賞を取り消す場合があります。
- ●問い合わせ 商工観光係(☎223局3542

# 町制施行130周年ロゴマークの紹介

●ロゴマーク 表紙に掲載しています。

#### ●作者

鹿児島県在住の男性

#### ●コンセプト

芦屋町が未来に向けて更に飛躍・躍進すること、芦屋町への愛着を深め、 町内外に魅力を発信し、さらに節目の年を町民一緒に祝い、盛り上げて いくことを願い、デザインしています。

#### ●作品の説明

130周年の「130th」を基調に、"ashiya" の頭文字「a」、芦屋町を表す特徴的な要素である町花、町木、芦屋釜や芦屋町民、太陽を組み合わせてデザインし、芦屋町が永遠(無限 $=\infty$ )に発展することを表しています。

#### ●今後の活用

決定したロゴマークは、町制施行130周年のPRや記念事業など、さまざまな機会をとおして、積極的に活用していきます。

●問い合わせ 地方創生推進係(☎223局3571)

## 広報あしやの発行が 月1回に変わります

今号(973号)を最後に、広報あしやの発行サイクルが変わり、1日号・15日号の月2回発行から、月1回「○月号」として前月25日に発行します。

#### 【例】5月号=4月25日発行

今後も皆さんとのコミュニケーションを大切にし、分かりやすく親しみやすい紙面づくりに取り組んでいきます。 ※皆さんからの情報や投稿は、掲載したい月の前々月15日までにお願いします。

【例】6月号の締め切り= 4月15日困

問い合わせ 広報情報係(☎223局3569)

